

令和4年第6回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年6月24日 産業会館第2研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
14番	田中 倫雄		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
		主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	西川 敦
----	-------	----	------

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第6回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、田中委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

梅雨に入り、蒸し暑くなってきましたので、体調管理に努めていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第6回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、3番丹下委員、17番小原委員を指名いたします。

次に日程第2議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,577㎡の農地を経営しており、個人で年間240日、世帯では600日農業に従

事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在6,829㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では750日農業に従事しています。

番号3番、4番、5番及び6番は受人がすべて同一世帯の方であるため、一括で説明いたします。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

3番と4番の受人と渡人は祖父と孫の関係、5番と6番の受人と渡人は親子関係にあり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

なお、番号4番について、渡人は外1名となっておりますが、今回は祖父の持ち分2分の1のみの所有権移転となります。

受人は現在9,571㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では470日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2,220㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

番号8番と9番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買による所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 62,111 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 600 日農業に従事しております。

4 ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号 10 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年7月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在、青果物の販売を行っている法人で、販売商品の確保と商品供給を安定させるため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、大協青果株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適正に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権設定となっております。

5 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 10 件、移動の土地は、田 9 筆 3,962 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 2,059 m<sup>2</sup>、合計 13 筆 6,021 m<sup>2</sup>です。

以上、番号 1 番から 9 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。また、番号 10 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第 3 条第 3 項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの 1 件につきましても、許可要件を満たしております。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたし

ます。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

6ページをお願いします。

議案第30号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

7ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、太陽光パネルします。農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、1件、転用の土地は、畑1筆1,031㎡、合計1,031㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第30号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

つづきまして、9ページをお願いいたします。議案第31号農地法5条の規定による許可申

請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番と12番は同時申請のため、一括で説明いたします。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

12ページをお願いいたします。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

番号2番は売買による所有権移転、12番は賃借権による権利設定です。

こちらは工場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

11ページに戻ります。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは診療所を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場・駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

12ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、16件 転用土地 田 14筆 4,865.30㎡ 畑 20筆 6,764.91㎡ 合計34筆 11,630.21㎡です。

以上5条申請 16件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

櫻井委員は議事参与の制限により、採決に加わることができませんので、よろしくお願ひします。

議案第31号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件のみになります。

15ページをお願いします。

(申請地、地目、面積を朗読)

使用貸借権の設定が3筆です。

貸借期間は令和4年8月1日から令和14年12月31日までです。

16ページ総括表をお願い致します。

田 1筆 1,217㎡ 畑 2筆 2,545㎡ 合計 3筆 3,762㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。  
以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案17ページをお願い致します。

議案 第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。  
本日付け提出 会長名でございます。

18ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、地目、面積を朗読)

使用貸借権の設定は3筆です。

貸借期間は令和4年8月1日から令和14年12月31日までです。

19 ページ総括表をお願い致します。

田 1筆 1,217 m<sup>2</sup> 畑 2筆 2,545 m<sup>2</sup> 合計 3筆 3,762 m<sup>2</sup>になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題いたします。

事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 20 ページをお願いします。

議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございませぬ。

21 ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地

(申請地 地目 面積を朗読)

(被相続 相続人を朗読)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日は令和3年9月28日からです。

番号2番

特例適用農地

(申請地 地目 面積を朗読)

(被相続 相続人を朗読)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日は令和3年11月9日からです。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されて  
いました。

22ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、2件

田 9筆 6,598㎡ 畑 2筆 1,865㎡ 合計 11筆 8,463㎡ になり  
ます。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等  
はないものと考えます。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明すること  
に、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8 議案第35号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の  
決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

議案書23ページをお願いします。

議案第35号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について

農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づき、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、事前に配布しております『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』と書かれたお手元の資料をお願いします。

先月、審議いただきました最適化活動の推進に関する目標については、今年度より始まった新しい制度でございますが、昨年度までについても、農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況については、目標を作成し、その達成に向けた活動の点検・評価を実施しておりました。従来の制度では、今回が最後となります令和3年度の活動に対する点検・評価をまとめましたので、本案件を上程させていただきます。

それでは、順に内容説明に入らせていただきます。

始めに、1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業の概要」につきましては、農林水産省が公表している「耕地及び作付け面積統計における耕地面積」や「農林業センサス」の数値を記入することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。

次に、その下の「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

資料をはねていただき、2ページをお願いします。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、令和2年度末実績の集積面積654haに対して、令和3年度の集積目標を、1,046haと設定しておりました。

実績では、新たに31haの集積が進み、集積実績は685haで目標には届かず、達成状況としては65.49%となっております。

ここで、集積面積とは農地中間管理事業や円滑化事業、相対といった利用権設定された面積となります。

次の「3 目標の達成に向けた活動」ですが、活動計画については記載のとおりでありました。その主な活動実績としましては、事務局窓口での農地利用の相談時においては、利用集積制度の概要等を説明しました。さらには、農地利用状況調査の結果、遊休農地となった土地所有者に対して、今後の利用についての意向に係るアンケート調査を実施し、自作ができないと回答した所有者に対しては、農地中間管理機構へ借り受けの有無を照会しております。

次に、その下の「4 目標及び活動に対する評価」です。

目標は達成できませんでしたが、本市における集積は少しずつ進んでおり、今後も市行政や中間管理機構と引き続き連携し、より一層、活動を進めていく必要があるものと評価しました。

それでは次の3ページをご覧ください。「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

「1 現状及び課題」につきましては、平成30年度から令和2年度までの新規で認定農業

者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。

次に、「2 令和3年度の目標及び実績」については参入目標7経営体に対して、参入実績は7経営体で目標達成しましたが、一方、参入目標面積、1.8haに対して、実績は0.3haであり、面積目標は達成できませんでした。

「3 目標の達成に向けた活動」についてですが、活動計画については記載のとおりでありました。その主な活動実績としましては、農業委員会と市行政が連携し各種制度の周知を図りました。

次に、その下「4 目標及び活動に対する評価」ですが、新規参入者数の目標は達成しており、今後も市行政等と連携し、更なる新規就農者の確保に努めることが必要であると評価しました。

資料をはねていただき、4ページをお願いします。

よん

「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」です。令和2年度末実績の遊休農地面積88.7haに対して、令和3年度における遊休農地解消目標を1.5haと掲げておりました。一方、実績は昨年実施した農地利用状況調査の結果、80.0haが遊休農地として確認され、8.7ha減少いたしました。

「3 2の目標の達成に向けた活動」についてですが、活動計画については記載のとおりで

さきほど

あります。その活動実績としまして、先程も御説明しましたとおり、農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施いたしました。

その他には、苦情・相談のあった遊休農地について、「適正管理のお願い」の文書を発送し、土地所有者への指導も行っているところでございます。

次に、その下、「4 目標及び活動に対する評価」ですが、前年実績に比べて、遊休農地が減少する結果となりました。

しかしながら、畑については担い手不足により、遊休農地の解消を図ることが困難な状況にあり、管理されてない植木畑については、徐々に森林化が進行し、再生利用が難しい状況となっております。

今後は、継続的な調査を実施し、新たな遊休農地の発生については利用意向調査の結果に基づき、農地の有効利用が図られるよう調整していく必要があると評価しました。

ご

次に5ページをご覧ください。「V 違反転用への適正な対応」でございますが、「1の現状」及び「2の実績」につきましては、農地面積3,200haに対し、市内全域での違反転用面積の把握はできておりません。

課題としては、農地転用制度についての認識不足が見受けられることから早期発見をするため、農地パトロール等を実施すると共に、農地法についての周知を図る必要があると考えております。

次の「3 活動計画・実績及び評価」ですが、活動計画については、記載のとおりでありま

した。その主な活動実績としましては、違反転用の事案が発生した場合、現地調査し違反転用者に対して事情聴取及び違反転用の是正に努めました。

資料をはねていただき、6ページをお願いします。

ろく

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。1 農地法3条に基づく許可事務については、年間110件の許可申請があり、全件許可されました。

続いて、2 農地転用に関する事務では、年間184件の申請があり、農業委員会の意見を付して、愛知県知事へ送付しました。

それでは次の7ページをお願いします。3 農地所有適格者法人からの報告への対応 並びに、その下の、4 情報の提供等については、記載のとおりでありますので御参照いただきたいと存じます。

資料をはねていただき、8ページをお願いします。

なな

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。

市ホームページにおいて、市内在住の農業従事者並びに市内に農地を所有している皆様方から意見・要望を募集しましたが、意見等はございませんでした。

はち

その下、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

#### 【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第35号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定については原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第9議案第36号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【農務課】

総会提出議案24ページをお願いします。

議案第36号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農振除外案件が8件です。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

(番号1 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

こちらは消防団詰所を建築するための農振除外です。

(番号2 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

こちらは資材置場を敷地拡張するための農振除外です。

(番号3 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号4 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号5 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

農家住宅を建築するための農振除外です。

(番号6 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

先端技術工場を建築するための農振除外です。

(番号7 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号8 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

資材置場として利用してきた申出地を是正するための農振除外です。

以上、合計除外件数は8件、田 36,846 m<sup>2</sup>、畑 2,431 m<sup>2</sup> 合計 39,277 m<sup>2</sup>

いずれも農振法第13条第2項の要件を満たすものとして、除外相当と考えます。

説明は以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第36号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第10 報告第16号 現況証明願の報告についてから日程第12 報告18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

28 ページをお願いします。

報告第16号現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和43年より倉庫敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和44年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

平成14年より倉庫敷地として利用しておりました。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

昭和32年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、30 ページをお願いします。報告第17号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

宅地と一体利用します。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、32ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の(権利設定)の届出です。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

賃借権の設定で、店舗による転用でございます。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

賃借権の設定で、倉庫・駐車場による転用でございます。

33ページの総括表をお願いします。

申請件数 5件 田3筆 749㎡ 畑3筆 532㎡ 合計1,281㎡です。

つづきまして、34ページをお願いします。

報告第18号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

35ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

農地転用のための賃借権の解除です。

(番号2申請地、地目、面積朗読)  
農地売却のための賃借権の解除です。

(番号3申請地、地目、面積朗読)  
農地転用のための賃借権の解除です。

36ページの総括表をお願いします。

申請件数 3件 田 2筆 1,544㎡ 畑 1筆 356㎡ 合計 3筆 1,900㎡ です。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第6回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

3番委員

丹下 貞行

17番委員

小原 正広